

別添 処分量定の基準

前歴の回数・放置違反金の 納付命令の回数 車両の種類	前歴なし			前歴1回			前歴2回以上
	3回	4回	5回 以上	2回	3回	4回 以上	1回以上
大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車又は重被牽引車	30 日	40 日	50 日	60 日	70 日	80 日	3月
普通自動車	20 日	30 日	40 日	40 日	50 日	2月	2月
大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車又は原動機付自転車	10 日	15 日	20 日	20 日	25 日	1月	1月